

地域医療機能推進機構の法人制度の検討にあたっての基本的な枠組み

【地域医療機能推進機構】

機構の使命、役割
(提供する医療等の内容)

■機構の使命や役割をどのように考えるか

※5事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)、5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的
※病院毎に地域の利用者等が参画する協議会を設置
※災害等の場合には厚生労働大臣からの求めに応じて必要な措置を講じる

- 使命や役割の明確化、重点化
- 国の関与(国の医療政策との関係)
- 民間医療機関との役割分担

法人制度
(組織・業務・財務)

■機構の使命・役割を的確に遂行し、地域医療に確実に貢献し、自律的・効率的な運営を行うことができる、法人制度の在り方をどのように考えるか

- 目標、評価の在り方
- 法人の組織運営、病院運営の在り方(ガバナンス、国民目線での運営等)
- 自律的・効率的な財政運営の確保
- 公正性・透明性の確保(情報公開等)

<病院事業の特性への配慮>

- ・診療報酬体系下での自立経営
- ・医師、看護師等の確保
- ・建替え・医療機器整備のための投資的資金の確保 等

(参考) 国立病院機構

■政策医療等

- ・結核、重症心身障害、筋ジストロフィー等の医療の提供
- ・政策医療に係る診療指針等の作成
- ・政策医療を担う人材の育成
- ・国家レベルでの緊急事態への対応

等

※病院ネットワークの活用

■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月閣議決定)

- ・固有の根拠法に基づき設立された法人とする
- ・国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営を目指す

■「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において、従来の独立行政法人と異なる新しい法人制度の在り方を検討中。